

空き家の利活用に必要な改修費

最大
45万円
 を補助
 補助率：1/2



※改修工事を行う前の申請が必要です。

※他の補助金を利用するときは…

市長が別に定める他の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

交付の条件

- 市内に本店・営業所等を有する業者と工事請負契約を締結して行うものに限る。（個人の事業者を含む）
- 一戸建て住宅または長屋建て（共同住宅、重層長屋は除き、店舗併用住宅を含む）
- 1年以上利用がない空き家（不動産業に利用されているものにあっては2年以上）
- 対象建築物を所有する方で、次の【1】または【2】に該当する方を対象とします。
 1. 市内に住民登録をしている個人
 2. 市外に住民登録をしている個人であって、工事等完成後1月以内に市内に住民登録する者

交付申請に必要な書類

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 付近見取図 | <input type="checkbox"/> 改修工事の見積書 |
| <input type="checkbox"/> 空き家であることを証するもの | <input type="checkbox"/> 改修工事の現況及び計画図面 |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し | <input type="checkbox"/> 改修工事の前後の写真 |
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書など（所有権が分かるもの） | <input type="checkbox"/> 誓約書 |
| <input type="checkbox"/> 事業収支予算（決算）書（様式第2号） | <input type="checkbox"/> 申請書 |

☎) 市へ事前にご相談ください。

問い合わせ先

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1
 倉吉市役所 第二庁舎3階 地域づくり支援課

☎0858-22-8159

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp